

地域商業ウィズコロナ対策支援事業費補助金交付要綱の運用について

第1 適用規定

この補助金の交付については、地域商業ウィズコロナ対策支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この運用に定めるところによる。

第2 補助対象者

補助対象者が、第6条の規定による補助金等交付申請書等を提出するときは、次の事項を記載した書類を添付することとする。

- (1) 組織の名称
- (2) 団体としての事業目的
- (3) 事業参加者名簿
- (4) 構成員名簿
- (5) 構成員の役割分担
- (6) その他事業計画に係る参考資料

第3 補助対象事業

要綱第4条で掲げる事業の具体例は、次のとおりである。

- (1) 感染拡大防止・販売促進支援事業
 - ・ マスク、消毒液、除菌マット、手袋、布巾等の消耗品、体温計の購入
 - ・ チラシ、ポスター、フラッグ、のぼり、ステッカー、横断幕等の広報物作成経費
 - ・ 作成した広報物の掲出、広告、HP更新等に係る経費
 - ・ ビニールカーテン、アクリル板等の感染防止のための消耗品購入
 - ・ 誘導シール等のソーシャルディスタンス確保のための消耗品購入
 - ・ 商店街内の消毒、アナウンステープ作成などの委託費
 - ・ 容器、はし類、包み紙、手提げ袋、おてふき、ナイロン手袋等、テイクアウト、デリバリー事業等に係る消耗品購入経費
 - ・ 販売促進のためのチラシ、ポスター、のぼり等の作成経費
 - ・ 雑誌、フリーペーパー等の掲載や新聞折り込み、Web掲載等の広告宣伝費
 - ・ 宅配業務等の委託料
 - ・ 販売促進のために実施するスタンプラリー等、イベント開催等に係る経費

附則

この要綱の運用は、令和3年4月1日から施行する。